

八尾支援学校 進路説明動画

(8) 企業就労（障がい者雇用）



知っておいてほしいこと

企業就労は福祉サービスではない。

まずは企業就労について知ること。



企業就労について

最近の動向を知っておきましょう！

会社で

はたらく

企業

就労

障がい者雇用の 根拠となる法律

憲法 27 条

1 項 すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う。

障害者基本法第 19 条

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

障害者雇用促進法第 3 条 4 条

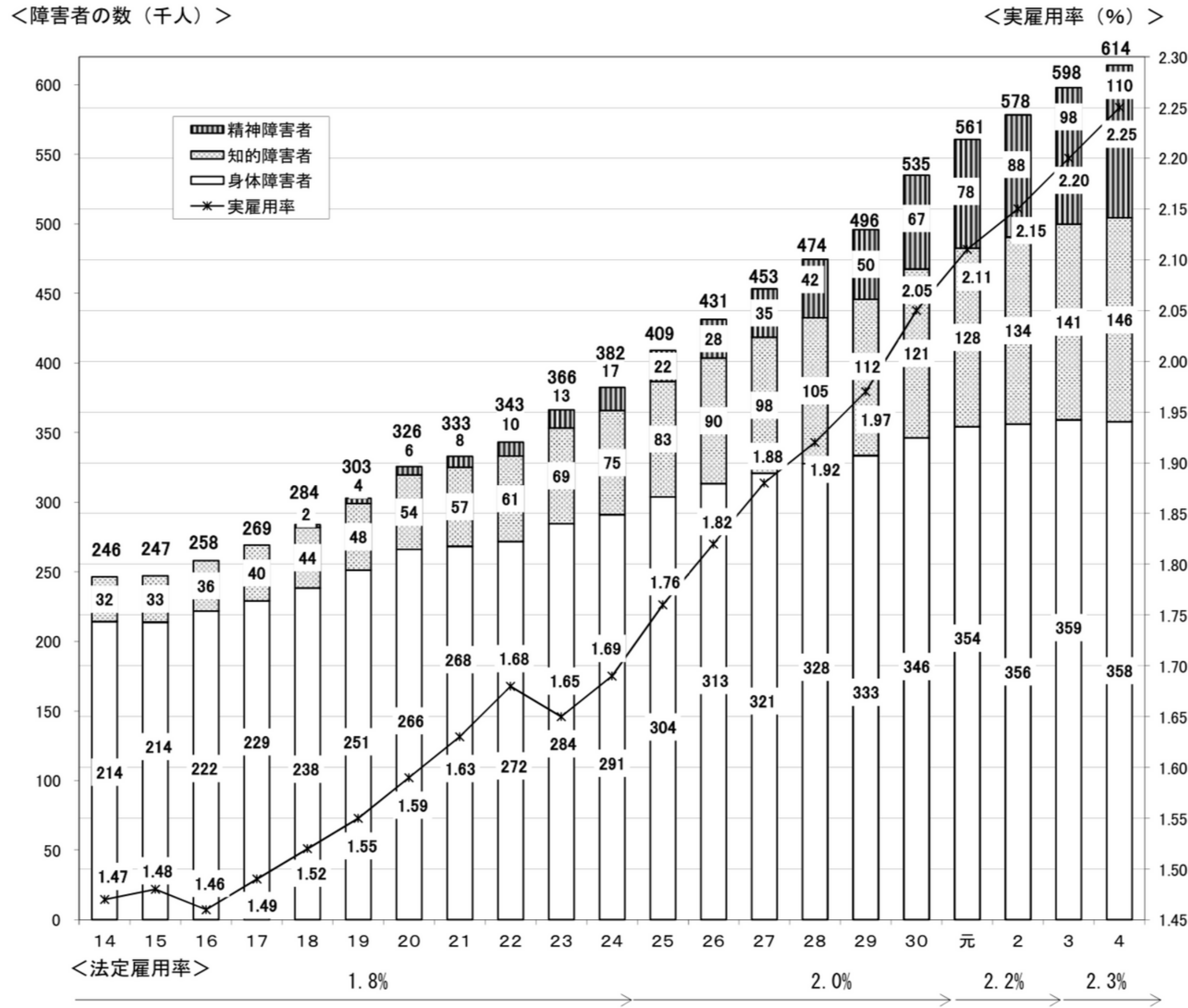
第三条 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。

第四条 障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。

障がい者雇用率と 障がい者雇用の推移

令和4年障害者雇用状況の集計結果
(厚生労働省)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注目ワード

WBC 2023

新型コロナウイルス

ウクライナ情勢

事件

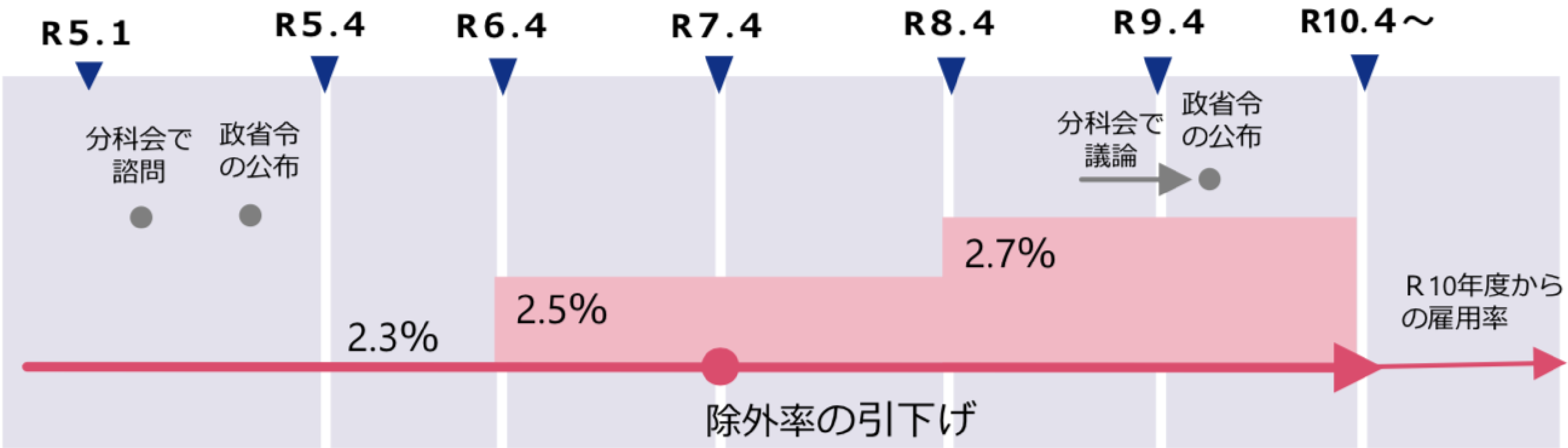
事故

ニュース深掘り



企業の障害者雇用率 段階的に引き上げ 3年後に2.7%に 厚労省

2023年1月18日 17時03分



令和5年度からの障害者雇用率の設定について（厚生労働省）

企業規模 (常用雇用者数)	1名以上の雇用 (2023年現在)	1名以上の雇用 (2024年4月～予定)	1名以上の雇用 (2026年7月～予定)
37.5人未満	必要なし	必要なし	必要なし
37.5人以上40人未満	必要なし	必要なし	必要あり
40人以上43.5人未満	必要なし	必要あり	必要あり
43.5人以上	必要あり	必要あり	必要あり

https://www.dodadsj.com/content/191209_statutory-employment-rate/

賃金および工賃の状況

障がい者雇用の平均賃金 平成30年度厚生労働省調査

知的障がい者 1 1万7千円（1 0万8千円）
（ ）内は平成25年度

（参考）就労継続支援の工賃 令和元年厚生労働省調査

就労継続支援A型 7万9千円（7万円）
就労継続支援B型 1万6千円（1万5千円）
（ ）内は平成28年度

企業就労に求められる力



**八尾支援学校高等部で
重視していること**



体力をつけること

丁寧な言葉づかい

報告・連絡・相談

企業就労までの流れ

高2企業体験実習 1
10月（3日間）

高2企業体験実習 2
2月（5日間）

高3企業実習 1
6月（5日間）

高3企業実習 2
10月（10日間）

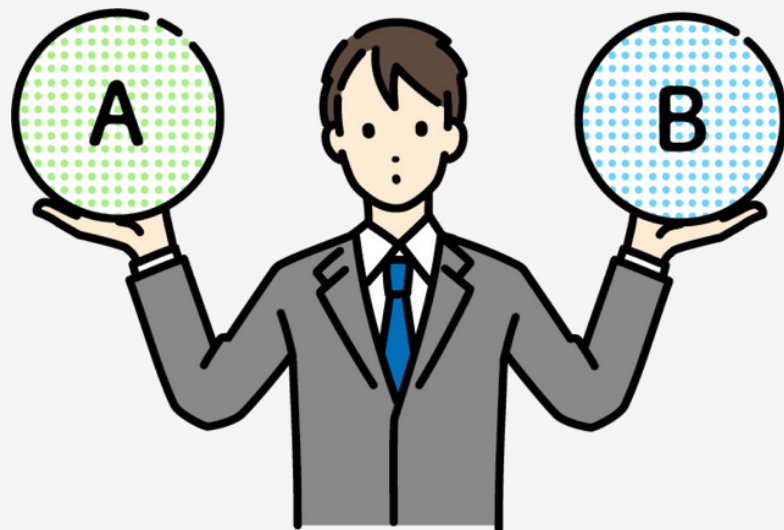


実習の意義

本物の職場でしか得られない経験、環境、緊張感と振り返り

知っておいてほしいこと

ポイントは本人の
「経験とフィードバック」
「成功体験の積み重ね」



就職後のアフターケア (八尾支援学校は3年)



1年目

学校が中心に企業とのやりとり

(基本的には) 春、夏、冬、春の4回の定期訪問

※アフターケアは就業・生活支援センターの担当と一緒に

※必要に応じて、臨時訪問をする場合があります。

2年目

就業・生活支援センターが中心となって企業とのやりとり

5月、12月、3月の定期訪問

※必要に応じて臨時訪問をする場合があります。

3年目

就業・生活支援センターが中心となって企業とのやりとり

必要に応じて学校の進路担当も訪問